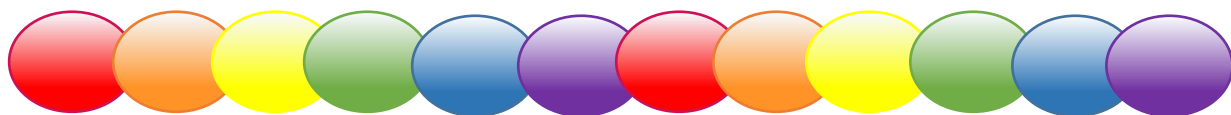
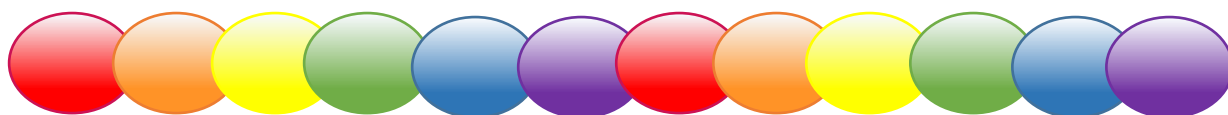


海田町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

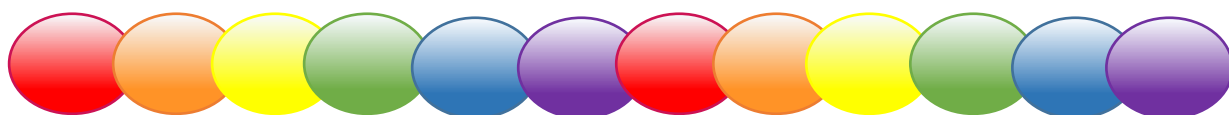
海 田 町





目 次

- 1 パートナースhip宣誓制度の概要
- 2 宣誓できる方
- 3 宣誓手続の流れ
- 4 宣誓に必要な書類
- 5 交付する書類
- 6 受領証等の再交付・変更・返還
- 7 宣誓書記載内容等証明書
- 8 他の自治体との相互利用
- 9 Q & A



1 パートナーシップ宣誓制度の概要

海田町では、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成を目指しています。

その取組の一環として実施する「海田町パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、海田町がその関係を認知して受領証および受領カードを交付するものです。

この制度に法的効力はありませんが、この制度を導入することによって、性の多様性に関する社会的な理解の広がりや性的マイノリティの方々が安心感をもって生活できる社会が実現することを期待しています。

【本制度における用語の定義】

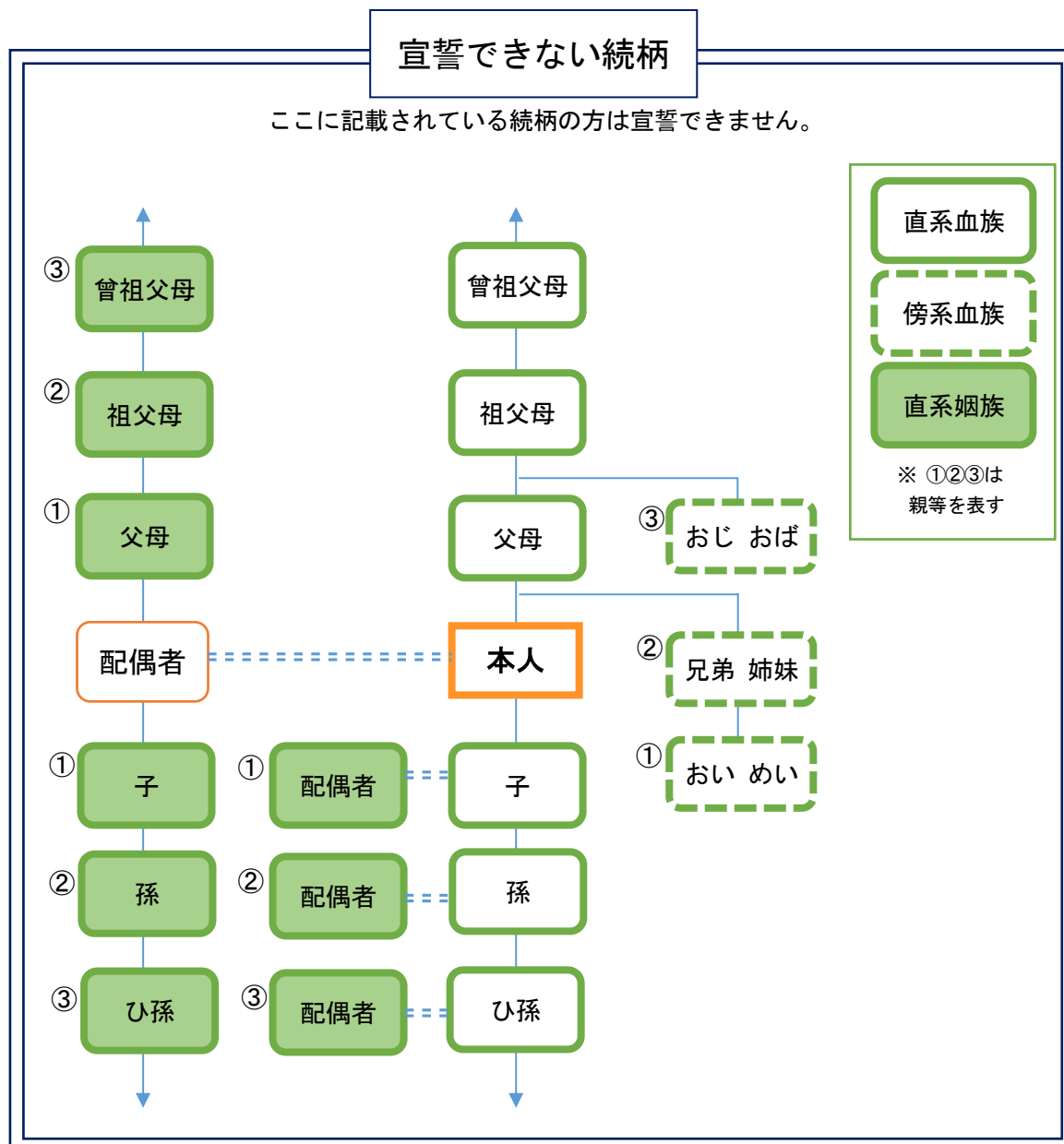
性的マイノリティ・・・性的指向や性自認のあり方が少数派である人。
パートナーシップ・・・一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係。
宣誓・・・パートナーシップにある二人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

2 宣誓できる方

一方または双方が性的マイノリティである人で、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 一方または双方が海田町民であること（転入予定を含む）
- (2) 双方が成年であること
- (3) 双方が配偶者（事実婚を含む）がないこと
- (4) 双方が宣誓者以外の人と宣誓をしていないこと
- (5) 双方の関係が、近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと（下図参照）

ただし、お二人が養子縁組している、またはしていた場合は宣誓できます。



3 宣誓手続の流れ

(1) 宣誓日の予約

宣誓予定日の1週間前までに、電話、FAXまたはEメールにて予約してください。

予約先 海田町福祉保健部社会福祉課 電 話 (082) 823-9207
FAX (082) 823-9627
Email hukushi@town.kaita.lg.jp

【宣誓可能な日時】

月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）

9時～16時（12時～13時を除く）

【予約時にお伝えいただくこと】

- ①お二人の氏名、生年月日、住所
- ②希望日時（できるだけ複数の日時をお伝えください）
- ③日中で連絡のとれる電話番号またはメールアドレス

※宣誓日時は状況等によりご希望に沿えない場合があります。

(2) 宣誓当日

宣誓に必要な書類（4ページ記載）をご用意のうえ、予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。



➤予約時にご要望をお聞きますが、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。

パートナーシップ宣誓書へ記入していただきます。



➤自ら宣誓書に記入できない場合は、宣誓をしようとする人および町職員の立ち合いの下、代書することができます。

要件を満たしていることが確認できましたら、「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ宣誓書受領カード」（お一人に1枚ずつ）、「パートナーシップ宣誓書」の写しを交付します。

- 宣誓からお渡しまで、1時間程度かかります。
- 書類に不備や不足がある場合は、交付を延期することがあります。
- 受領証等を当日受け取らず、後日郵送することも可能です。

4 宣誓に必要な書類

■住民票または住民票記載事項証明書

- 3か月以内に発行されたものを一人1部ずつ提出してください。
- 同じ世帯である場合は、1枚の住民票（住民票記載事項証明書）にお二人が一緒に記載されたものでもかまいません。
- 個人番号（マイナンバー）記載があるものは受け取れません。ご注意ください。

【転入を予定されている場合】

宣誓予定日から14日以内に転入予定の人は、転入を予定されていることが分かる書類の写しを提出してください。

（例）転出証明書、新しい住居の賃貸借契約書の写し

■配偶者がいないことを証明できる書類（戸籍抄本）

- 3か月以内に発行されたものを一人1部ずつ提出してください。
- 広域交付の開始により本人戸籍は本籍地以外の自治体でも取得できます。

【本籍地がわからない場合】

本籍地が記載された住民票を取得することで知ることができます。

【外国籍の人の場合】

本国が発給する婚姻要件具備証明書等、配偶者がいないことを確認できる書面に日本語訳を添えて提出してください。

■本人確認ができるもの

- 運転免許証、マイナンバーカード、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書などで、本人の顔写真が貼付されたもののいずれかを提示してください。

【上記の書類をお持ちでない場合】

(1)の書類を2枚、または(1)と(2)の書類を各1枚、提示してください。

(1) 国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、生活保護受給者証、国民年金手帳、被爆者健康手帳など

(2) 法人が発行した身分証明書（写真付き）、学生証（写真付き）、国もしくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き）

■通称名を証明するもの（通称名の使用を希望される場合）

- 日常生活において通称名を使用していることが確認できる次の書類（3か月以内に発行されたもの）のいずれかを提示してください。

○給与証明書 ○通称名の記載のある住民票 ○在学証明書

5 交付する書類

○自宅に届いた郵便物2通（消印があり、住民票の住所と一致するもの）

【パートナーシップ宣誓書受領証】

A4サイズ(1通)

【パートナーシップ宣誓書受領カード】

カードタイプ (お二人にそれぞれ1枚ずつ)

パートナースHIP宣誓書受領証

様	様
(年 月 日生)	(年 月 日生)

住所	住所
----	----

宣誓日	年	月	日
-----	---	---	---

交付番号	
------	--

海田町パートナースHIP宣誓の取扱いに関する表紙の規定に基づき、パートナースHIP宣誓書を受領したことを証します。

年	月	日
---	---	---

海田町長

印

パートナーシップ宣誓書受領カード	
海田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、 パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
宣誓書 【本人】	【パートナー】
氏名	氏名
(年 月 日 生)	(年 月 日 生)
住所	住所
宣誓日 年 月 日	海田町長 印
交付番号	

表

[illegible]

裏

6 受領証等の再交付・変更・返還

再交付・変更・返還手続きを行う場合は、可能な限り予約をお取りください。

（１）受領証等の再交付

紛失や毀損、汚損等によりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望するときは、様式第4号の「再交付申請書」を提出してください。

- 再交付申請書の受付時に本人確認を行いますので、4ページに記載している「本人確認ができるもの」をお持ちください。
- 毀損、汚損の場合は、すでに発行している受領証等との引き換えになりますので、忘れずに持参してください。
- 再交付後、紛失した受領証等を発見したときは、すみやかに返還してください。

（２）宣誓事項の変更

住所や氏名の変更などにより宣誓書に記載した事項に変更があったときは、様式第5号の「宣誓事項変更届」を提出してください。

- 宣誓事項変更届の受付時に本人確認を行いますので、4 ページに記載している「 本人確認ができるもの」をお持ちください。
- 変更内容が確認できる書類を一緒に提出してください。

(例) 住所変更：住民票、住民票記載事項証明書

氏名変更：戸籍抄本

通称名変更：給与明細書、通称名の記載のある住民票

➤すでに発行しているパートナーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ宣誓書受領カードを忘れずに持参してください。

(3) 受領証等の返還

次に該当するときは、様式第6号の「受領証等返還届」を提出し、受領証等を返還してください。

- ① パートナーシップを解消したとき
- ② 一方が亡くなったとき
- ③ 宣誓が無効となったとき
- ④ その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

➤宣誓事項変更届の受付時に本人確認を行いますので、4ページに記載している「本人確認ができるもの」をお持ちください。

【宣誓が無効となる時】

次のいずれかに該当するときは宣誓を無効とします。その場合は、無効とした受領証等の交付番号をホームページ等で公表します。

- パートナーシップを形成する意思がないとき
- 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- 宣誓できる方の要件（2ページ参照）に反しているとき
- 町内に転入予定として宣誓した場合、期日までに町内への転入を証明する書類を提出しない時

7 宣誓書記載内容等証明書

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要なときは、様式第7号の「宣誓書記載内容等証明書交付申請書」を提出してください。

➤宣誓書記載内容等証明書交付申請書の受付時に本人確認を行いますので、4ページに記載している「本人確認ができるもの」をお持ちください。

➤書類に不備等がなければ即日交付します。後日郵送も可能です。

【宣誓書記載内容等証明書が必要なときとは？】

例えば、宣誓してから8年経つと受領証等に記載された日付も8年前となります。8年後に何らかのサービスを受けようとして、宣誓したことの証明として受領証等を提示すると「8年前の日付ではなく、最新の日付で宣誓したことを証明するものがほしい」と相手方から言われることがあるかもしれません。このようなときにご利用ください。

8 他の自治体との相互利用

お二人が、海田町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出する場合、海田町の受領証等を転出先の自治体で継続して使用することができます。希望するときは、様式第9号の「受領証等継続使用申請書」を海田町へ提出してください。

- 受領証等継続使用申請書の受付時に本人確認を行いますので、4ページに記載している「本人確認ができるもの」をお持ちください。
- すでに発行しているパートナーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ宣誓書受領カードを忘れずに持参してください。
- 自治体によって、制度や行政サービスが異なる場合がありますので、転出先の制度に従ってご利用ください。

【海田町が相互利用に関する協定を締結している自治体】

海田町ホームページで確認いただくか、海田町福祉保健部社会福祉課
(電話：082-823-9207)へお問い合わせください。

9 Q & A

Q 1 パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

結婚は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、海田町が独自で行う制度であり、法的効力がありません。この制度は、愛し合うお二人が互いをパートナーとすることを宣誓したことについて、公的に認知することによりその思いを受け止め、宣誓された方々が抱える生きづらさや不安を軽減し、安心感を持って自分らしく生活できることを応援するものです。

Q 2 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティの方で、宣誓できる人の要件（2ページ参照）を満たしていれば、宣誓することができます。

Q 3 同居していないと宣誓できませんか？

お二人が同居していなくても宣誓することができます。

Q 4 事実婚の二人は宣誓できますか？

双方とも性的マイノリティでない事実婚であるお二人は宣誓できません。

Q 5 養子縁組をしています但宣誓できますか？

宣誓しようとしているお二人が養子縁組をしている場合は、宣誓できます。

Q 6 外国籍ですが宣誓できますか？

できます。宣誓するときは、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）と住民票、本人確認できる書類の提出が必要です。本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類には、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。

なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q 7 通称名は使用できますか？

できます。通称名を使用するときは、受領証等の表面に通称名が、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。宣誓に必要な書類（4ページ参照）をご用意ください。

Q 8 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、町の担当職員のみが立ち会います。提出される書類や記載されている個人情報等について、ご本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q 9 郵便やEメールでも宣誓書を受け付けていますか？

郵便やEメールでは受け付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただき、宣誓書を提出していただく必要があります。

Q 10 代理人でも宣誓できますか？

できません。宣誓時はお二人でお越しいただく必要があります。

Q 11 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や受領証、受領カードおよび宣誓書記載内容等証明書の交付は無料です。ただし、宣誓等に必要な書類（住民票等）の交付手数料等は自己負担となります。

Q12 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

この制度は法的効力がないため、戸籍や住民票の記載は変わりません。

Q13 受領証等に有効期限はありますか？

有効期限はありません。

Q14 宣誓後に町外に転出するときはどうすればよいですか？

お二人ともが海田町内に居住しなくなるときには、受領証等を返還してください。なお、海田町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出する場合は、申請により、引き続き使用することができます。（7ページ参照）

お二人とも海田町内に居住していて、お一人だけが町外に転出するときは、転入手続きを終えた後、様式第5号の「宣誓事項変更届」と新住所の住民票を提出してください。（5ページ参照）

Q15 結婚した場合は受領証等を返還しなければなりませんか？

婚姻届を提出した場合は、宣誓できる人の要件を満たさなくなりますので、受領証等を返還してください。（6ページ参照）

Q16 なりすましなどの悪用をされませんか？

宣誓時に戸籍抄本、住民票、本人確認書類等を確認することで、なりすまし等を防止します。なお、宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を海田町ホームページで公表します。

Q17 受領証等の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

この制度に法的効力はありませんが、宣誓書受領証等の提示により利用できる行政サービス等があります。（町ホームページ掲載）

民間企業等においても家族扱いのサービスに活用してもらえるよう周知啓発に取り組めます。

海田町ホームページは
こちら



人権に関する各種相談窓口

LGBT電話相談(エソール広島相談事業)

電話番号 082-207-3130

受付時間 毎週土曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

ご家族、パートナー、支援者の方からの相談もお受けします。

相談は無料です。匿名で、秘密は厳守します。

ひとりで悩まず、お気軽にお電話ください。

例えばこんな相談をお受けしています。

- 自分の性的指向や性別の違和感 ○自分の性別がはっきりとわからない
- 自分の性的指向や性別違和のために、職場で安心して働くことができない など

■■■■■■■■ 全国の法務局・地方法務局が開設している人権相談窓口 ■■■■■■■■

相談は無料で、秘密は守ります。

■ みんなの人権110番



0570-003-110

※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日 8:30～17:15

■ 女性の人権ホットライン



0570-070-810

※IP電話からは接続できません。

※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日 8:30～17:15

■ 外国語人権相談ダイヤル (Foreign-language Human Rights Hotline)



0570-090-911

(Weekdays 9:00 - 17:00)

【対応言語】

English(英語) Chinese(中国語) Korean(韓国語)

Filipino(フィリピン語) Portuguese(ポルトガル語)

Vietnamese(ベトナム語) Nepali(ネパール語)

Spanish(スペイン語) Indonesian(インドネシア語)

Thai(タイ語)

※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

■ 子どもの人権110番



0120-007-110

※一部のIP電話からは接続できません。

※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日 8:30～17:15

■ インターネット人権相談受付窓口



←QRコードをバーコード
リーダーで読み込んで接
続してください。

受付時間 24 時間

海田町パートナーシップ宣誓制度利用の手引き

令和 6 年 3 月版

海田町福祉保健部社会福祉課

〒736-8601

広島県安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号

電話 082-823-9207

FAX 082-823-9627

Email hukushi@town.kaita.lg.jp

